

令和7年1月6日
観光スポーツ文化部スポーツ振興課

下関市本庁管内体育施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市本庁管内体育施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の選定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

別添① 施設一覧表のとおり

(2) 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の概要

①名 称 一般財団法人 下関市公営施設管理公社

②所在地 下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階

③主な業務内容 公共施設の管理運営業務

2 選定までの経緯

令和7年 8月19日 公募により応募団体を募集

令和7年 9月 4日 説明会の実施

令和7年 9月16日 受付開始

令和7年 9月30日 受付の終了

令和7年10月20日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市長府体育館ほか18施設）から下関市長が意見書を受理

令和7年10月24日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

- (1) 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受け

ていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けた後、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (7) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
- (8) 施設に配置する従業員の中に次のア又はイに掲げる資格を有する従業員を、それぞれ当該ア又はイに定める人数配置することができる。
 - ア 公益財団法人日本スポーツ施設協会が認定するスポーツ施設管理士又は上級スポーツ施設管理士 1人
 - イ 甲種防火管理者 4人

※アのスポーツ施設管理士又は上級スポーツ施設管理士の資格を有する従業員は、全ての施設を対象として、仕様書6職員の配置（1）に定める総括責任者若しくはエリア責任者又は総括責任者と1のエリア責任者を兼務するものとして選任する必要がある。

※イの甲種防火管理者は、市が定めるエリアごとの施設を対象として、仕様書6職員の配置（1）に定めるエリア責任者（4人）として選任する必要があります。なお、当該資格にあっては、令和7年度中の取得見込を含むことができる。
- (9) 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が（1）から（7）までの条件を全て満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。なお、（8）の要件については、構成する団体のうち、いずれかの団体によってア及びイの要件を満たし、又はア若しくはイの要件を満たしていること。
- (10) 現地説明会に参加すること。

（2）応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体 ((一財) 下関市公営施設管理公社)

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構

成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市長府体育館ほか18施設）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市長府体育館ほか、18施設）の委員（12人）

【学識経験者】 松崎 守利(公立大学法人下関市立大学教養教職機構教授)

【経営・財務に関する有識者】河村 啓二（一般社団法人山口県中小企業診断士協会会員）

【スポーツ振興関係者】 青木 博美（下関市スポーツ推進委員協議会副会長）

【スポーツ振興関係者】 浜岡 藤生（下関市スポーツ協会副理事長）

【利用代表者】 小田 伸治（下関市スポーツ協会評議員）

【利用代表者】 酒井 好男（下関市スポーツ協会理事）

【利用代表者】 永田 聰（下関市スポーツ協会副理事長）

【利用代表者】 石井 富可志（下関市スポーツ協会監事）

【利用代表者】 正村 眞弓（下関市スポーツ協会理事）

【利用代表者】 鮎屋 雅志（下関市スポーツ少年団本部）

【利用代表者】 石川 裕之（山口県高等学校野球連盟副理事長）

【行政代表者】 永岡 裕治（下関市観光スポーツ文化部次長）

※委員長は、委員の互選により決定

名禾昌 1

◎得点数の重きは最低制限基準以上の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する回答を選定することとしました。なお、最低制限基準は60点以上としました。

- ②回転数の要員が最低制限基準以上の採点である。

- ②採点の平均が最低制限基準以上である。

☆番宣基準は、別添の指定官理候補者選定（番宣）の基準・看取点のことなり

6 選定結果

(1) 選定委員会の審査結果

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・事故発生件数とその対応について
- ・有資格者の確保と配置の見通しについて
- ・ハラスメント対策について
- ・自主事業について
- ・競技スポーツ以外を含む利用促進について

(3) 議事録（要点）

※別添③ 第1回下関市指定管理候補者選定委員会（下関市本庁管内体育施設及び下
関北運動公園内体育施設）議事録（要点）のとおり

【注意】

(1) 選定委員会の審査結果中の①～⑫の委員は、議事録中の①～⑫の委員それぞれ
同一の委員ではありません。

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、
一般財団法人下関市公営施設管理公社を指定管理候補者へ選定しました。

(1) 選定された団体の提案内容

別添④ 提案概要のとおり

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各
号に規定する基準に照らし、適當と認めたこと。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市長府体育館ほか18施設）における審
議の結果、適當であるとの答申があったこと。

8 指定管理料提案額

5年間の平均額 161,983,400円

5年間の合計額 809,917,000円